第百四十九条の四から第百三十九条まで	、第百三十八条
提出等）	提出等）並びに非訟事件手続規則第四十五条の四
文書の写し」とあるのは「電磁的記録の複製	文書の写し」とあるのは「電磁的記録を記録した記録媒体
第百三十九条中「書証の写し」とあるのは「電磁的記録の複製」と、第百四十八条	第百四十八条
読み替える	、非訟事件手続規則第四十五条の四中「同条の文書の写し」とあるのは「同項において読み替えて準用する同規則第百四十九条の二第一項の電磁的記録を記録した記録媒体」と読み替える

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則の一部改正）

第五十八条　国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則（平成二十五年最高裁判所規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　子の返還に関する事件の手続	第一章　［同上］
［第一節　略］	［第一節　同上］
第二節　子の返還申立事件の手続	第二節　［同上］
［第一款　略］	［第一款　同上］
第二款　第一審裁判所における子の返還申立事件の手続	第二款　［同上］
［第一目・第二目　略］	［第一目・第二目　同上］
第三目　事実の調査及び証拠調べ（第四十四条―第四十六条の四）	第三目　事実の調査及び証拠調べ（第四十四条―第四十六条）
［第四目・第五目　略］	［第四目・第五目　同上］
［第三款～第五款　略］	［第三款～第五款　同上］
［第三節・第四節　略］	［第三節・第四節　同上］
［第二章～第四章　略］	［第二章～第四章　同上］
附則	附則
（当事者等が裁判所に提出すべき書面の記載事項）	（当事者等が裁判所に提出すべき書面の記載事項）
第一条　申立書その他の当事者、子の返還に関する事件の手続に参加した子（以下この条及び第三条の二第六項において単に「手続に参加した子」という。）又は代理人が裁判所に提出すべき書面には、次に掲げる事項を記載し、当事者、手続に参加した子又は代理人が記名（当該書面がその提出により子の返還に関する事件の手続の開始、続行、停止又は完結をさせるものである場合にあっては、記名押印）をするものとする。	**第一条**　申立書その他の当事者、子の返還に関する事件の手続に参加した子（以下この条において単に「手続に参加した子」という。）又は代理人が裁判所に提出すべき書面には、次に掲げる事項を記載し、当事者、手続に参加した子又は代理人が記名押印するものとする。
［一～六　略］	［一～六　同上］
［2　略］	［2　同上］